

平 14 全経外第 16 号

平成 14 年 8 月 30 日

企業会計基準委員会 御中

全 国 銀 行 協 会

企業会計基準公開草案第 2 号「1 株当たり当期純利益に関する  
会計基準(案)」等に対する全銀協意見書について

今般、当協会では、企業会計基準公開草案第 2 号「1 株当たり当期純利益に関する会計基準(案)」および企業会計基準適用指針公開草案第 4 号「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針(案)」に対する意見を下記のとおりとりまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

## 記

1. 「普通株主に帰属しない金額」の明確化（会計基準案第 15 項、第 46 項、適用指針案第 35 項）

「その他資本剰余金」を原資とする優先配当額が、1 株当たり利益（および純資産額）算出の際に分子から控除される「普通株主に帰属しない金額」に該当するか否かについて明記していただきたい。

（趣旨）

(1) 本公開草案では、1 株当たり当期純利益（および純資産額）を算出する際の分子は「損益計算書上の当期純利益 - 普通株主に帰属しない金額」であり、「普通株主に帰属しない金額」には、利益処分による優先配当額、利益処分による役員賞与金等が含まれるとされている。また、「優先配当」額とは、配当優先株式における優先的な利益配当であって、本会計基準では留保利益から行われる旨定義づけられている。

したがって、「その他資本剰余金」を原資として配当を行った場合には、利益処分としての配当ではないため「普通株主に帰属しない金額」には含まれないと解釈できる。

- (2) しかし、「その他資本剰余金」からの配当によっても資本勘定の流出が起ることには変わりなく、普通株主にとっての経済的利益は減少すると言え、「普通株主に帰属しない金額」にカウントすべきという考え方もあると考えられる。
- (3) 「その他資本剰余金」を原資とする配当・役員賞与金等の支払は、株主資本の払戻しと整理されているところであるが、1株当たり当期純利益（および純資産額）の算定上の取り扱いを明らかにする必要があると考えられる。

## 2. 優先株式の「中間会計期間の取り扱い」の明確化等（適用指針案第37項、第58項等）

優先株式の中間配当を行わない場合における「普通株主に帰属しない金額」の取り扱いを明記していただきたい。

（趣旨）

- (1) 本公開草案では、中間会計期間の取扱いについては中間会計期間を一会計期間とみて年度の算定に準ずるとされている。中間配当を行わない場合に、中間会計期間に相当する優先配当として「普通株主に帰属しない金額」への算入は「ゼロ」とするのか、それとも期末予想配当額の半額とするのか、議論が別れる可能性があるため、累積型・非累積型の別に中間会計期間の取扱いを明確化して頂きたい。
- (2) また、累積型優先株式については、「定められた優先配当額に達しないときの当該不足額が翌会計期間以降に優先的に支払われるため、社債に係る支払利息と同様に、当該会計期間に係る要支払額を算定し」とあるが（会計基準案第47項）、過年度の累積した不足額がある場合に「当該不足額を算定し、これを控除することによって1株当たり当期純利益等を算定するのか。」、それとも、「過年度の不足額は、発生主義にもとづき認識し過年度の計算において既に含まれていると解釈して当期の算定には考慮しない（当期の発生額相当のみを勘案する）と考えるのか。」かが必ずしも明確に読み取ることができないと思われる。
- したがって、累積型優先株式の取り扱いが明瞭になるよう修正頂きたい。

## 3. 株式併合又は株式分割が「当期末後」に行われた場合の取り扱い（会計基準案第33項）

株式併合又は株式分割が「当期末後」に行なわれた場合は、時期により重要な後発事象になる場合とならない場合とがあるが、重要な後発事象に該当する場合でも、開示するのは当期の1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の影響に留め、前期は不要として頂きたい。

(趣旨)

当期の財務情報への影響額を示すことにより、重要な後発事象の影響度を周知する目的は達成されることから、あえて前期への影響度を示す意味はないと考えられるため。

#### 4. 一株当たり純資産額の算定にあたって「控除する金額」について(適用指針案第35項)

適用指針案では、1株当たり純資産額の算定にあたっては「新株式払込金又は新株式申込証拠金」を控除することとしているが、「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準適用指針(その2)(案)」第5項の「自己株式払込金又は自己株式申込証拠金」についても同様に控除して算定すべきと考える。

#### 5. その他(会計基準案第48項)

会計基準案第48項には、「利益処分の会計処理については、通常、会計期間において確定した利益処分を基礎とする方式(確定方式)によって行われている」とあるが、単体決算の利益処分は繰上方式により行われているので、誤解のないよう連結決算の会計処理に係る記述であることを明確化したほうがよいと考えられる。

以 上